

佐賀県核燃料税の変更について

1. 佐賀県核燃料税変更の理由

[佐賀県協議書抜粋]

本県におきましては、国のエネルギー政策に協力して、玄海原子力発電所の立地を促進し、昭和50年10月に玄海原子力発電所1号機が営業運転を開始して以来、昭和56年3月に2号機、平成6年3月に3号機、平成9年7月に4号機と、順次営業運転を開始し、玄海原子力発電所は347.8万キロワットの発電能力を有する、九州における電力供給の一大拠点として、九州経済の発展に大きく貢献してきたところであります。

こうした中、原子力発電所の立地に伴う安全対策や環境保全対策、立地地域及び周辺地域における産業振興対策、民生安定対策等の諸施策の推進のために多額の財政支出を要することから、昭和54年4月に法定外普通税として核燃料税を創設して以来、7回の延長更新を経て、これらの財政需要の財源に充ててきたところであります。

しかしながら、玄海原子力発電所1号炉については、平成27年3月18日に廃炉が表明され、同年12月22日には廃止措置計画認可申請書が原子力規制委員会に提出されているところであり、出力割は当該申請の認可日をもって課税終期を迎えることから、その後の税収が見込めないこととなります。

一方、原子力発電所の立地地域及び周辺地域においては、東日本大震災による福島第一原発事故を踏まえた、新たな対策や地域防災計画の見直しにより、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）という新たな概念が取り入れられ安全対策等を必要とする地域が拡大されるなど、今後においても継続して原子力安全対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、本県といたしましては、県民の安心・安全を支える所要の対策を推進していくため、今期の核燃料税の適用期間の中途ではありますが、出力割の税率を現行の2分の1とした上で廃止措置中においても課税できるよう、出力割の課税終期を廃止措置の終了に伴い原子力規制委員会の確認を受けた日まで延長するものであります。

2. 佐賀県核燃料税の概要

課税団体	佐賀県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客體	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う <u>運転及び廃止に係る事業</u>
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：核燃料価額の100分の8.5 ②出力割：46,000円／千kW／課税期間（3か月） <u>※廃止措置計画の認可日の翌月以降</u> 23,000円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）3,737百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.3百万円
課税を行う期間	5年間（平成26年4月1日～平成31年3月31日）

※ 下線部が変更箇所を示す。

3. 同意要件との関係

佐賀県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

発電所に対する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、今回変更を予定している佐賀県核燃料税の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、電源開発促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

（参考）佐賀県核燃料税と電源開発促進税との比較

項目	佐賀県核燃料税	電源開発促進税
納税義務者	発電用原子炉の設置者	一般送配電事業者
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	販売電気
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力	販売電気の電力量
税率	①価額割：核燃料価額の100分の8.5 ②出力割：46,000円／千kW／課税期間（3か月） ※廃止措置計画の認可日の翌月以降 23,000円／千kW／課税期間（3か月）	375円／千kWh

② 住民の負担

特定納税義務者である九州電力は、年間売上高 1 兆 7,054 億円（平成 27 年度決算ベース）の企業（注）であり、本件条例による負担は約 37 億円程度であり、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭（250 kWh / 月）1 世帯当たり 11.41 円 / 月（1 kWh 当たり 0.04564 円 / 月）と見込まれる（佐賀県試算）。

この試算結果を踏まえても、今回の変更によって、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（注）九州電力の経常利益は平成 27 年度決算ベースで 743 億円である。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

佐賀県核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。佐賀県核燃料税は、佐賀県及び佐賀県内の関係自治体における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回変更を予定している佐賀県核燃料税については、地方税法第 261 条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。